



Q

建設業を営んでいます。請け負った工事の建設現場で下請けの従業員が負傷しました。下請けの社長が労災請求書の事業主証明を求めてきました。元請けとしての手続きについて教えてください。

A

労災保険制度では、建設業は一つの工事を一つの事業として適用してま

す。

建設業における数次の請負による事業の場合、原則として元請負人がその事業主となります。従って、元請負人が自分で労働者を使用して行う工事の部分だけでなく、下請負人に請け負わせた工事の部分も含めて一括して保険に加入することになっています。

このため、下請負人が労働者を使用して工事を行う場合は、自ら労災保険加入の手続きをする必要はなく、元請負人について成立した保険によって包括的に労災保険の適用を受けます。

労災請求、建設工事では元請けが事業主証明



療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付などは、原則として被災労働者本人が請求書を作成し労働基準監督署長に請求します。請求書の災害発生日、災害の原因、発生状況については元請負人が証明します。

また、休業補償給付の請求書では、1回目平均賃金額の証明も必要です。この場合、下請け労働者の賃金額は通常、元請負人は把握していないので、下請負人に確認する必要があります。